

後 退 分 寄 附 申 請 に つ い て

建築行為に伴い生じる道路中心線から2 mの後退分、あるいは反対側の道路境界線から4 mの後退分については、次の条件を満たしている場合に寄附申請が可能です。

これらに係る費用は、すべて申請者の負担となります。

条件

- 1 申請者は、現在の所有者であること。(登記簿上の所有者と、現在の所有者が異なる場合は、現所有者への所有権移転後の申請となります。)
- 2 所有権以外の権利(抵当権など)が設定されていないこと。
- 3 分筆されていること。(地積測量図があること。)
- 4 道路境界が確定し、道路中心線から2 mの後退分、あるいは反対側の道路境界線から4 mの後退分であることが示されていること。
- 5 地積測量図どおりに境界標が確認できること。
- 6 現況が更地であること。
- 7 占用物件がないこと。(電柱の移設が難しい場合は、ご相談ください。)

※寄附を受けた後、直ぐに舗装工事は行いませんのでご了承ください。

寄附申請前に、申請者が舗装工事を行うことは支障ありません。

寄附後に、申請者が舗装工事を行うことも可能ですが、道路工事施工承認申請が必要になります。

下記の必要書類をご用意の上、申請してください。

必要書類

- 1 寄 附 申 請 書【指定様式】(※印不要)
- 2 登 記 承 諾 書【指定様式】(※実印必要)
- 3 公 図
- 4 案 内 図
- 5 地 積 測 量 図
- 6 印 鑑 登 録 証 明 書(個人の場合)
印 鑑 証 明 書(法人の場合は代表取締役の印)(※法人番号記載の場合は印鑑証明書不要)
- 7 登 記 事 項 証 明 書(抵当権などをはずしたもの)
- 8 登 記 原 因 証 明 情 報【指定様式】(※印必要)
- 9 道路後退確認図※(道路中心線から2 mの後退分[一方後退の場合は反対側の道路境界線から4 mの後退分]であることが確認できる図面)

※測量資格を有する方が作成した図面

※1, 2, 8は記入例を参考にご記入ください。